経 済 産 業 省

２０２６０２２５貿局第２号
輸入注意事項２０２６第２号
経済産業省貿易経済安全保障局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成１９年３月６日付け輸入注意事項１９第４号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和８年３月４日

経済産業省貿易経済安全保障局長　成田　達治

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」等の一部改正について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成１９年３月６日付け輸入注意事項１９第４号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和８年３月５日から施行する。

（別紙１）

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成１９年３月６日付け輸入注意事項１９第４号）

改　正　後	現　　行
１　輸入承認申請の対象 （１）対象品目 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経７０度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメを除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。） （２）　（略）	**１　輸入承認申請の対象** （１）対象品目 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経７０度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。） （２）　（略）
２　書面申請手続 （１）申請書の提出先 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室 （２）～（５）　（略）	**２　書面申請手続** （１）申請書の提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室 （２）～（５）　（略）
３　輸入承認基準 （１）当該輸入承認申請が２に従って行われたものであることを確認の上、次の要件をすべて満たす場合に承認を行うものとする。 ①ワシントン条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。 ②ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体またはその繁殖に係る親個体や創始個体群（founder stock）等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。 ③その他ワシントン条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。 （２）～（５）　（略）	**３　輸入承認基準** （１）当該輸入承認申請が２に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。 （２）～（５）　（略）

改　正　後	現　　行
4　(略)	4　(略)
5　その他遵守事項等	5　その他遵守事項等
（1）～（7）　(略)	（1）～（7）　(略)
（8）　(略)	（8）　(略)
①　(略)	①　(略)
②　提出先 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	②　提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
（9）　(略)	（9）　(略)
（10）　(略)	（10）　(略)
①・②　(略)	①・②　(略)
③　提出先 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	③　提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
6　(略)	6　(略)
［別紙様式1］・［別紙様式2］　(略)	［別紙様式1］・［別紙様式2］　(略)
［別紙様式3］ 輸　入　状　況　報　告　書 年　月　日 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室 (略)	［別紙様式3］ 輸　入　状　況　報　告　書 年　月　日 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室 (略)
［別紙様式4］ 引　渡　報　告　書 年　月　日 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室 (略)	［別紙様式4］ 引　渡　報　告　書 年　月　日 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室 (略)
［別紙様式5］～［別紙様式7］　(略)	［別紙様式5］～［別紙様式7］　(略)

（別紙２）

「輸入公表三の７に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の７に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について（平成１５年１０月１７日付け輸入注意事項１５第４２号）

改　正　後	現　　行
１　（略）	１　（略）
２　**提出書類**	２　**提出書類**
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（注１）　（略）	（注１）　（略）
（注２）輸入公表三の７の⑵の表の一の項の第三欄に掲げるサイガについては、輸出許可書等の出所（Source）欄に、不明（「U」）または条約適用前取得（「O」）と記載のあるもの。	（新設）
（注３）　（略）	（注２）　（略）
３　**事前確認審査基準** 当該事前確認申請が２に従って行われたものであることを確認の上、次の要件をすべて満たす場合に確認を行うものとする。 （１）ワシントン条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。 （２）ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群（founder stock）等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。 （３）その他ワシントン条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。	（新設）
４　**提出先** 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	３　**提出先** 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
［別紙様式］　（略）	［別紙様式］　（略）

（別紙３）

「輸入公表三の７に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の７に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認について（平成１５年１０月１７日付け輸入注意事項１５第４３号）

改　正　後	現　　行
１・２　（略）	１・２　（略）
３　事前確認審査基準 当該事前確認申請が２に従って行われたものであることを確認の上、次の要件をすべて満たす場合に確認を行うものとする。 （１）ワシントン条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。 （２）ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群（founder stock）等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。 （３）その他ワシントン条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。	（新設）
４　（略）	３　（略）